

# IEEJ 地球温暖化ニュース



Vol.13 (2007年10月～12月)

財団法人日本エネルギー経済研究所  
地球環境ユニット

年が明けていよいよ京都議定書の第1約束期間が開始しました。米国では温暖化防止政策で前進が期待される大統領候補が予備選挙を戦っており、一方の欧州では欧州域内排出量取引の第3フェーズにおける制度概要を発表しました。日本国内においては、各種のG8関連会合の開催準備が始まる中、地球温暖化問題に関連した報道も様々な観点からなされています。国連の将来枠組みの交渉が開始される気候変動枠組条約下のAWG第1回会合も3月末の開催日程が決まり、今年は、様々な国際的チャンネルでの議論が本格化する1年になることが予想されます

そこで本稿では、2007年10月から12月(一部2008年1、2月のニュースを含む)にかけての、注目すべきポイントを中心に、地球温暖化防止政策に関する国内外の動向をご紹介します。

地球環境ユニット総括 山下ゆかり

## 目次

1. バリ・アクションプランを採択し、将来枠組み交渉スタート(文責 高橋英佑) .....2
2. 米国：進展の12月、停滞の1月(文責 小松昭) .....4
3. 米国フューチャー・ジェン・プロジェクトを巡る最近の動向(文責 鶴岡明人) .....8
4. 欧州委員会、新車CO<sub>2</sub>排出規制の最終指令案を採択(文責 金星姫) .....10
5. EU-ETS第3フェーズにおける制度概要を発表(文責 坂本智幸) .....11
6. カナダ APPに正式参加、京都議定書の目標達成は断念(文責 伊藤葉子) .....13
7. OPEC、地球温暖化対策で国際社会との協調姿勢を示す(文責 鈴木将仁) .....15
8. CDMクレジットの発行量が1億を突破(文責 田上貴彦) .....16
9. 日本とハンガリーが二国間排出量取引の覚書に調印(文責 武川昌男) .....18
10. 京都議定書目標達成計画の見直しが明らかになる(文責 小川順子) .....20

## 1. バリ・アクションプランを採択し、将来枠組み交渉スタート

気候変動枠組条約（UNFCCC）締約国会議（COP13）および、京都議定書第3回締約国会合（COP/MOP3）がインドネシア・バリ島において、2007年12月3日から12月15日に開催された。昨年は、地球温暖化問題が6月ドイツでのハイリゲンダムサミットを始めとして、政治的に大きく取り上げられる一方、IPCCとゴア元米国副大統領のノーベル平和賞受賞なども重なり、国内外でかつてないほど会議の動向に注目が集まり、参加者は前回の2倍近くの約1万1千人まで膨らんだ。

今次会合の最大の注目点は、京都議定書の第1約束期間終了後の「将来枠組み」についてであった。会議開始前から、関係者の間では今後の交渉の行程と期限および交渉内容を定める“バリ・ロードマップ”の採択を行うことが着地点としてすでに共有されており、会議の行方を楽観視する声すらあった。しかしながら、世界最大の排出国である米国<sup>1</sup>や経済成長著しい中国、インドなどの途上国、さらには交渉をリードしたいEUなどがそれぞれの思惑から前回同様激しく対立し、最終的な合意に達したのは会期を一日延長した12月15日の夕刻であった。

今回採択された“バリ・アクションプラン”では、2009年のCOP15での将来枠組みについての最終合意期限が明示され、先進国、途上国双方に一定の削減行動を促す内容となっている。削減目標については具体的な数値が盛り込まれることはなかったものの、京都議定書から離脱した米国<sup>2</sup>が再度交渉のテーブルについたことは大きな成果であった。

今後国連の将来枠組みの交渉は2つの場が設けられる。一つは上述したバリ・アクションプランに定義される“条約の下AWG（アドホック・ワーキンググループ）”、すなわち米国、中国、インド等の全ての大量排出国を含む交渉の場であり、もう一つは従来から話し合いが行われている<sup>3</sup>“議定書の下AWG”すなわち、米国を除く先進国・経済移行国の2013年以降の目標に関する交渉の場である。両者の関係はまだ不明であるが、今回の決定文書によると“議定書の下AWG”の決定の方がより具体的な議題のスケジュールまで言及されている。しかしその一方、“議定書の下AWG”には米国が参加していないため、最終的に結論が一本化されるのかどうかも含め不透明であり、交渉に臨む政府関係者にとっては、予断を許さない状況が続くことになる。

今後の交渉スケジュールについて、この2つのAWGは同時に並列して開催される。2008年は計4回（3月または4月、6月、8月、12月）の開催を予定しており、12月の交渉は次回締約国会議期間中に行われる。

<sup>1</sup> 米国は2006年までの世界最大の排出国であったが、2007年には中国の排出が米国を上回り世界最大となる見通しである（執筆段階ではデータが確定しておらず、米国を“世界最大”とした）。

<sup>2</sup> 米国はクリントン政権が当初京都議定書の批准を目指したが、議会での承認が得られず、2001年3月ブッシュ政権が正式離脱を表明した。世界最大の排出国である米国の不参加は、京都議定書の最大の欠陥と言われており、次期枠組みでの参加が強く期待される。

<sup>3</sup> 京都議定書3条9項により、“附属書”に掲げる締約国のその後の期間（第1約束期間終了後）に係る約束については、第21条7の規定に従って採択される附属書Bの改正において決定する。・・・”と記述されており、これらの記述に基づき2006年より“議定書の下AWG”の話し合いが続けられている。

次回の締約国会議（COP14、COP/MOP4）は2008年12月ポーランド・ポズナンで開催予定である。

（文責 高橋英佑）

（出所）

- ・ 「UNFCCC COP13、COP/MOP3、SB27、AWG4 関連ページ」  
[http://unfccc.int/meetings/cop\\_13/items/4049.php](http://unfccc.int/meetings/cop_13/items/4049.php)
- ・ International Institute for Sustainable Development  
<http://www.iisd.ca/climate/cop13/>
- ・ 外務省ホームページより「気候変動枠組条約第13回締約国会議（COP13）及び京都議定書第3回締約国会合（COP/MOP3）評価と概要」  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/cop13\\_gh.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/cop13_gh.html)
- ・ 地球産業文化研究所ホームページ  
<http://www.gispri.or.jp/kankyo/unfccc/copinfo.html>

## 2. 米国：進展の12月、停滞の1月

2007年12月から1月に掛けて関連法案審議、一般教書演説、そしてハワイ主要経済国会合と気候変動問題に関して大きな動きが連続した。順を追って振り返ってみたい。

### (キャップアンドトレード導入法案)

連邦議会では7月のキャップアンドトレード国内導入を図るピンガマン・スペクター法案(Low Carbon Economy Act of 2007、上院1766号法案)に対抗する形で、10月にリーバーマン・ウォーナー法案(America's Climate Security Act of 2007、上院2191号)が提出された<sup>4</sup>。リーバーマン・ウォーナー法案は10月24日の環境公共事業小委員会の公聴会を皮切りに、11月1日に小委員会を通過、その後3回にわたる本委員会公聴会を経て、12月5日に上院環境公共事業本委員会を通過した。排出枠初期配分、排出枠オークション導入およびその収入用途、あるいは海外オフセット認証基準など注目すべき事項は多いが、国際競争力維持の観点から、中国やインドを仮想対象とした、同等の環境規制を実施していない途上国からの製品の輸入を規制する条項が両案ともに盛り込まれている点も特徴的である。これに類似する条項は1月23日に発表されたEU気候変動パッケージ案でも言及されており、排出規制の強化に伴い産業国際競争力の維持あるいは保護が極めて重要な問題になることが判る。本条項についてはWTOとの合法性を巡って環境公共事業委員会で議論が白熱したが、条項の修正はされないまま結論は本会議での審議に先送りされた。

キャップアンドトレード導入法案は上院会議で過去2回採決に付され、共に否決されている。今回も議会通過は困難であろうというのが一般的な見方であるが、前回の採決から既に3年弱経過していること、またその間に地球温暖化問題に対する認識も進んでいる<sup>5</sup>。本法案は本年春頃にも上院本会議への上程が予定されているが、採決結果のみならず制度設計の内容に関する審議も焦点のひとつである。

### (エネルギー自立および安全保障法)

一方、キャップアンドトレード導入法案以上に注目を浴びたのはエネルギー自立および保証法(Energy Independence and Security Act of 2007)である。2005年のエネルギー政策法審議時に、燃費基準強化や連邦大RPS導入等を巡り意見が対立したため、これらを削除した形で最終法案をまとめ、議会通過に漕ぎ着けたという経緯にあった。本法案は前回棚上げしたものを改めて法案化したものであるため、当初から議会通過が危ぶまれていた。

<sup>4</sup> 両法案の内容については2007.11温暖化政策ニュース“米国連邦議会、国内キャップアンドトレード導入法案、審議の行方”を参照されたい。

<sup>5</sup> 例えばリーバーマン・ウォーナー法案では、リーバーマン議員のほかに10議員が共同提案者として名を連ねる。この内、半数の5人が前回のキャップアンドトレード法案採決時(2005.6.22 38:60で否決)に反対票を投じた議員である。また、新人議員も3名含まれるがこの内2名は前任者が反対票を投じていた。

案の定、燃費規制の強化改訂を主軸とした上院案と連邦大の RPS 導入を盛り込んだ下院案との調整は難航した。しかし 12 月に入り急転直下、連邦大 RPS 導入を先送りすることで民主党が譲歩し、12 月 19 日、ブッシュ大統領の署名により本法案が成立した。本法案の主な内容は以下の 3 点である。

- ・ 自動車燃費規制 (CAFE 規制)：順次強化し 2020 年に乗用車と非乗用車合算で 35mpg<sup>6</sup> まで引き上げる<sup>7</sup>。(現行は乗用車 27.5mpg、軽トラック 22.5mpg)
- ・ ガソリン代替の再生可能燃料の利用義務量を順次引き上げ、2022 年に 360 億ガロンに増量する。(現行は 2012 年に 75 億ガロン)また、この内次世代燃料を 210 億ガロ(内セルロース系 160 億ガロン)とする。
- ・ 白熱電球交換、家電等のエネルギー効率基準設定等。

本法案は 2007 年のブッシュ大統領の一般教書で発表された Twenty in Ten 計画<sup>8</sup>が実現したものである。公式の予測数値は 2 月下旬にエネルギー情報局から発表される予定だが、2030 年までに累計 60 億トン以上の CO<sub>2</sub> 削減があると推定値が示されたほか、民間研究機関から 2020 年に 352 百万トン、2030 年に 722 百万トンの CO<sub>2</sub> 削減効果が期待できるという推計値(BAU 比較で 2020 年に 6%、2030 年で 12.3%)が発表されている<sup>9</sup>。

#### (2008 年 APP 連邦予算)

12 月にはイラク戦費問題の対立により膠着していた 2008 年歳出予算案が決着した。地球温暖化関連では、アジア太平洋パートナーシップ(APP)の政府要求約 5,000 万ドルが前年に引き続き否認された。1 月の下院エネルギー商業委員会公聴会で、コナートン環境評議会議長は議会の支持が得られなくて残念であったと発言している。自主的、かつ排出原単位削減を基本とする APP は、京都議定書に対し代替ではなく補完だとしているが、法的拘束力および絶対数量値による規制を主張する環境推進派とは根本的に相容れない。ブッシュ政権が地球温暖化対策のコアと位置付ける本政策が必ずしも民主党を中心とした議会内環境推進派の支持を得ていない点があらためて浮き彫りにされた感がある。

#### (一般教書演説)

1 月 28 日にブッシュ大統領の一般教書演説が行われたが、エネルギーおよび気候変動問題については、Twenty in Ten 計画を華々しく打ち出した前年に比較し、新規軸の発表はな

<sup>6</sup> mpg : mile per gallon,1 ガロン当たりの走行マイル数

<sup>7</sup> 2020 年以降については達成可能な最大限の引き上げとし、具体的な数値は規定されていない。また、目標値は合算値で示されているが、乗用車と非乗用車は別途に、かつ車両属性に基づき個別の基準値が設定される。

<sup>8</sup> 2007 年一般教書演説で発表された、自動車燃費規制強化や代替燃料大幅利用増など向こう 10 年間で 20% のガソリン消費削減を図るというもの(Twenty in Ten 計画)

<sup>9</sup> 2007.12.14 米国エネルギー効率経済協議会(American Council for an Energy-Efficient Economy)発表。なお、この推計値は代替燃料による CO<sub>2</sub> 削減効果は織り込んでいない。

く地味なものであった。主要なものとしては昨年9月に構想が発表されていた20億ドルのクリーンエネルギー国際基金の新設や、温暖化対策技術およびサービスに対する関税および非関税障壁の撤廃のWTO盛り込みが提案された他、エネルギー自立および安全保障法による温室効果ガスの削減効果が謳われている。

(第2回主要経済国会合)

米国の主催するエネルギー安全保障と気候変動に関する主要国会合(米国を含む16カ国およびEU代表)が1月30日から2日間、ハワイで開催された。本会合はブッシュ大統領の提唱により創設されたもので、昨年9月下旬に第1回会合がワシントンで開催され、本会合が第2回目となる。直前の一般教書演説の内容や記者会見でのコナートン環境評議会議長の発言内容からある程度は予想されていたが、セクトラルアプローチや国別削減数量など具体的な行動計画が議論されたものの、EUと米国の対立が際立ったと報道されている。

これを裏付けるように、最終議長サマリーを見る限りでは各国間での意見交換に留まり具体的な進展は見られない。主催する会議で自ら言及した中期的目標を提示し得なかったのでは説得力に欠ける。任期の残りが1年弱となりレイムダック化の進行が著しいブッシュ政権の限界を示したともいえる。なお、最終議長サマリーではバリ行動計画の重要性が協調されたほか、次回会合は4月にパリで行うこと、本年半ばに首脳級会合を計画することが発表されている。

ブッシュ政権で最後となる施政方針演説には気候変動問題への新機軸や新目標は盛り込まれなかった。地球温暖化問題の最高責任者である環境評議会コナートン議長も一般教書の直前に行われた上院外交委員会や下院エネルギー商業委員会の公聴会では中長期目標については各国が自主的に設定し、法的拘束力を持たせないという従来の方針を貫いていることから、今後もブッシュ政権の交渉ポジションに大きな変化はないであろう。年央に予定される主要経済国首脳会合や洞爺湖G8サミット等の国際会合でもEUとブッシュ政権との間で厳しい意見対立が予想され、このタイミングで双方が合意に向け前進する可能性は低いと見ざるを得ない。

現在、大統領選予備選挙が進行中であるが、勝ち残っている有力候補マケイン、クリントン、オバマはいずれも地球温暖化対策に関して積極的な市場措置導入の方針を掲げている。次期政権ではキャップアンドトレード導入を始めとして大幅な政策転換が確実視されており、それを踏まえれば国際会合におけるブッシュ政権の交渉力の低下は免れない。今後は連邦議会の動向に加え、次期政権の政策動向により眼を向けるべきであろう。

(文責 小松 昭)

(出所)

- ・ 米国上院環境公共事業委員会 HP  
<http://epw.senate.gov/public/>

- ・ 米国上院エネルギー天然資源委員会 HP  
<http://epw.senate.gov/public/>
- ・ 大統領府 HP より「2008.1.28 一般教書演説」  
<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2008/01/20080128-13.html>
- ・ 米国上院予算委員会 HP より  
「FY2008 Consolidated Appropriations Amendment and Joint Explanatory Statement」  
<http://appropriations.senate.gov/amendment.cfm>
- ・ 米国国務省 HP より「第 2 回主要経済国会合最終議長サマリー ( Final Chairman's Summary: Second Major Economies Meeting On Energy Security and Climate Change )」  
<http://www.state.gov/g/oes/rls/or/2008/99953.htm>
- ・ 米国上院外交委員会 HP  
<http://foreign.senate.gov/hearings/2008/hrg080124p.html>
- ・ 米国下院エネルギー商業委員会 HP  
[http://energycommerce.house.gov/Climate\\_Change/White\\_Paper.Competitiveness.013108.pdf](http://energycommerce.house.gov/Climate_Change/White_Paper.Competitiveness.013108.pdf)

### 3. 米国フューチャージェン・プロジェクトを巡る最近の動向

2007年12月18日、米国エネルギー省（以下、DOE）と共同でフューチャージェン・プロジェクトを進めるフューチャージェン・アライアンス<sup>10</sup>が、4ヶ所の候補地（テキサス州及びイリノイ州それぞれ2ヶ所）<sup>11</sup>の中から、イリノイ州 Mattoon を、世界初のゼロエミッション石炭ガス化プラントの建設用地に選定した旨、発表した。

フューチャージェン・プロジェクトは2003年2月、ブッシュ大統領が発表した構想であり、その内容は、石炭ガス化技術、炭素隔離技術及び水素燃料製造技術等を利用して、世界初のゼロエミッション石炭ガス化発電プラント（27.5万kW）を建設し、実証試験を行うという計画である（2012年運開予定）。ブッシュ大統領は、これに先立つ2002年2月、「地球気候変動イニシアティブ」を公表し、米国の地球温暖化戦略を明らかにしている。その中で、ブッシュ政権は、経済成長を阻害する削減目標値による排出規制を行うのではなく、短期的な対策としてはGDP単位当たりのGHGs排出削減目標を設定した。また、長期的な対策としては革新的な技術開発を掲げているが、こうした革新的技術として、ゼロエミッション石炭火力発電所、炭素回収・貯留、水素エネルギー利用等の研究開発が進められている。中でもフューチャージェンは、自らその立ち上げを公表するなどブッシュ大統領の強い意向を受けて推進されてきた構想であり、米国の地球温暖化対策上、重要な意義を持つプロジェクトである。

しかし、用地選定公表のわずか1ヶ月後となる2008年1月30日、DOEのBodman長官は、同プロジェクトに対する同省の取組みを見直す旨、公表した。それによれば、DOEは、現在のプロジェクトへの拠出<sup>12</sup>を取りやめ、その代わりとして、2015年運開を目途に、多くの商業規模の火力発電所（30万kW以上）に二酸化炭素回収・貯留技術（以下、CCS）を導入するための財政支援を行うとしている。但しDOEが資金提供を行うのは、発電所ではなく、CCS技術の設備のみである。また新たな支援の枠組みにより、回収及び貯留できる二酸化炭素量は、Mattoonで建設されるプラントと比べ、倍増するとの見通しも示している。なお、ブッシュ大統領が当初構想していた水素の生産については本プロジェクトのスコープから外れ、今後CCS技術のみに焦点が絞られることになる。

本プロジェクトに対するスタンスを見直した理由として、DOEのSell副長官は、プラントの建設予算の増大を挙げている（当初見積りでの9.5億ドルから18億ドルにまでほぼ倍増）。12月18日付のニューヨークタイムズ紙によれば、建設予算が増大した理由について、ホワイトハウス環境問題委員会のConnaughton議長は、鉄鋼、コンクリート及び発電所部品の価格高騰をその原因として挙げている。

<sup>10</sup> フューチャージェン構想を米国DOEと共に進める民間コンソーシアム。参加企業は、大規模石炭企業（BHP Billiton、Energy Coal、Xtrata Coal等）とそのユーザーである電力会社（American Electric Power、E.ON.US等）。外国政府も1千万ドルの資金提供により、プロジェクトへの参加が可能。日本、韓国、中国、インドが参画予定。

<sup>11</sup> テキサス州 Odessa、Heart of Brazos、イリノイ州 Tuscola、Mattoon。

<sup>12</sup> DOEがプロジェクト総額の74%相当を、残りの26%を共同パートナーであるフューチャージェン・アライアンスがそれぞれ負担。

今回のDOEの唐突な方針転換は驚きをもって迎えられ、フューチャージェン・アライアンスは自身のホームページで反論を行い、特に選定用地であるイリノイ州からは、知事、選出議員（Obama上院議員等）をはじめとして、ブッシュ大統領へ書簡を送付するなどの猛烈な反発が起きている。上院科学技術委員会のGordon議長も、2月4日付けのコメントを発表し、DOEから今回の件について事前に相談が無かった点に触れ、地球温暖化対策やエネルギーセキュリティに対する同省の姿勢に疑問を呈している。

しかし、ブッシュ大統領が連邦議会に提出する予定の2009年予算教書中では、既に新たな形態のプロジェクト予算が見込まれるなど、フューチャージェン・プロジェクト見直しに向けた動きが着々と進んでおり、DOEの莫大な資金援助なしに、アライアンスが主張するイリノイ州 Mattoonでのゼロエミッションプラントの建設を、当初計画どおりに進めることは困難だと見られる。

但し、現在のフューチャージェン政策は、政権によって大きく変わりうる可能性があり、大統領選挙の結果も合わせて注視していく必要がある。

（文責 鶴岡明人）

（出所）

- ・ フューチャージェン アライアンス HP  
[http://www.futuregenalliance.org/news/releases/pr\\_12-18-07.stm](http://www.futuregenalliance.org/news/releases/pr_12-18-07.stm)
- ・ DOE HP  
[http://www.fossil.energy.gov/news/techlines/2008/08003-DOE\\_Announces\\_Restructured\\_FutureG.html](http://www.fossil.energy.gov/news/techlines/2008/08003-DOE_Announces_Restructured_FutureG.html)
- ・ New York Times HP  
[http://www.nytimes.com/2007/12/18/business/18coal.html?\\_r=1&scp=1&sq=December+18%2C+2007+FutureGen&st=nyt&oref=slogin](http://www.nytimes.com/2007/12/18/business/18coal.html?_r=1&scp=1&sq=December+18%2C+2007+FutureGen&st=nyt&oref=slogin)
- ・ FutureGen for Illinois HP  
[http://www.futuregenforillinois.com/gordon2\\_4.php](http://www.futuregenforillinois.com/gordon2_4.php)

#### 4. 欧州委員会、新車 CO<sub>2</sub> 排出規制の最終指令案を採択

2007年12月19日、自動車関連 CO<sub>2</sub> 排出規制の最終指令案が欧州委員会で採択された。指令案では EU27 力国で販売される新車の平均排出量を 2012 年までに 120gCO<sub>2</sub>/km に削減することを目指す。

1995 年、欧州理事会と欧州議会は自動車からの CO<sub>2</sub> 排出量の平均を 120gCO<sub>2</sub>/km にする目標を合意し、この政治的決定を受け、欧州委員会は技術的対応、情報提供による消費者行動への働きかけ、税制などを含む経済的インセンティブの 3 つの柱で対応することとした。とりわけ、技術的対応に関しては業界団体との自主協定が用いられ、1998 年には、欧州委員会と欧州自動車工業会との間で、新車の CO<sub>2</sub> 排出量を 2008 年までに 25%削減し（基準年 1995 年）、140gCO<sub>2</sub>/km にする（日本と韓国の自動車業界は 2009 年まで）という自主協定が結ばれたのである。しかし、2004 年 EU15 力国で販売された新車の平均 CO<sub>2</sub> 排出量が 163gCO<sub>2</sub>/km と、自主協定の目標が達成困難なことが明らかになり、120gCO<sub>2</sub>/km の目標達成のためには追加的措置が必要となったことが今回の欧州指令案の背景にある。

指令案では、メーカーのエンジン技術だけでの改善が 130gCO<sub>2</sub>/km までで、補完的手法で残りの 10gCO<sub>2</sub>/km を削減することとなっている。各メーカーは EU の全車両の平均重量に基づき、排出量の限界曲線を用いて、メーカーごとに個別目標を設定する。各メーカーが製造した車両の平均 CO<sub>2</sub> 排出量が全車両目標を 1g/km 超過するごとに、販売台数を乗じた罰金を支払う。罰金は、2012 年に 1g/km あたり 20 ユーロ、2013 年には 35 ユーロ、2014 年には 60 ユーロ、そして、2015 年には 95 ユーロへと段階的に上がる仕組みで、欧州自動車工業会（ACEA）は厳しすぎると批判している。

補完的手法としては、タイヤ、エアコンなどの自動車部品の改善やバイオ燃料の使用が含まれており、自動車部品の効率要件は別途提案される見込みである。現在、欧州指令案をめぐり欧州議会で議論が行われており今後の動向が注目される。

（文責 金星姫）

（出所）

- ・ 欧州指令案 COM (2007) 856  
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:52007PC0856:EN:NOT>
- ・ 欧州指令案 Q&A  
<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/07/597>
- ・ 欧州自動車工業会（ACEA）  
[http://www.acea.be/index.php/news/news\\_detail/european\\_auto\\_industry\\_insists\\_on\\_need\\_for\\_balanced\\_and\\_constructive\\_co2\\_le/](http://www.acea.be/index.php/news/news_detail/european_auto_industry_insists_on_need_for_balanced_and_constructive_co2_le/)

## 5. EU-ETS 第3フェーズにおける制度概要を発表

欧州委員会は2008年1月に気候変動及び、再生可能エネルギーの利用促進に関する包括的な法案を発表した。この法案は2007年3月に理事会で承認されたエネルギーと気候変動に関する包括的な政策提案を受けたもので、2013年以降実施予定の欧州排出権取引(以下、EU-ETS)の改正指令案を含むものである。

今回のEU-ETS指令案では、欧州委員会がEU-ETS全体の排出目標量を定め、直接対象設備に割当を行うこととしている。これまでは、各国が対象設備に対する割当計画を作成し、欧州委員会がそれを承認するという手順で、一部の国において欧州委員会の承認内容を不服とし欧州司法裁判所へ提訴することもあったが、今後は、決定プロセスを明確にし、決定までの時間短縮が図られることになる。対象設備に対する割当について、発電設備は一部の例外事項<sup>13</sup>を除き、全量オークション方式によって配分されることになる。一方、その他設備については、グランドファザリング方式から段階的にオークション方式による配分の割合を増やすこととしているが、最初にどの程度のEUアロウンスを無償で配分するかについては明確にされていない<sup>14</sup>。また、エネルギー集約産業に対しては、国際競争力の観点から100%までの無償配分を実施することとしているが、対象となるセクターは今後決定されることとなっている<sup>15</sup>。

2013年以降、EU-ETSにおいて利用可能な京都クレジットについては、2013年以降の国際的な温暖化対策の実施如何でその利用制限が加えられることになった。まず、気候変動に関する新たな国際的合意が達成された場合<sup>16</sup>、EU-ETSの排出キャップを更に厳しいものとし、対象事業者はCER/ERUあるいはEU-ETS下の新しいクレジットを、強化された削減目標の半分まで遵守に利用することを認めている。一方、国際的な合意が達成されない場合、CER/ERUの利用を現行のNAP2で認められたCER/ERUのうちコンプライアンスに利用されなかった分を上限として利用を認めている。2013年以降、利用が認められるCER/ERUは、2008年から2012年までに立ち上がったプロジェクトから発行されるクレジットが対象となる。その際、第2フェーズ中に発行されたクレジットでコンプライアンスに利用されなかったものについては、事業者が所管官庁に対して発行されるCER/ERU相当量のEUAと交換をすることを要求できるほか、2013年以降発行するCERは、2013年以降有効なEUAと交換することによってCER相当量の排出が可能となる<sup>17</sup>。

今回の指令案では、これまでのスキームから大きく変更されるが、配分方法やオークション収入における用途等について各国、欧州委員会、産業界で対立しており、今後の動向に留意すると共に、次期枠組みにおける国際交渉への影響や他の国・地域への経済的なイ

<sup>13</sup> 高効率なCHPからの熱供給分については無償でEUAを配分する。

<sup>14</sup> 欧州委員会は、全体で協調の取れたルールに従って無償割当量を決定することとしているが、同ルールは2011年6月30日までに決定されることとし、現段階では明確にされていない。

<sup>15</sup> 欧州委員会は、2010年6月30日までに決定することとしている。

<sup>16</sup> 2020年までに排出量を30%削減とする野心的な目標を掲げている。

<sup>17</sup> 2013年以降LDC諸国で立ち上がるプロジェクトからのクレジットについては、(LDC諸国との協定締結を待たずに)EUAと交換することが可能

ンパクトについても分析を進めていく必要がある。

(文責 坂本智幸)

(出所)

- ・ Proposal for a Directive amending Directive 2003/87/EC so as to improve and extend the greenhouse gas emission allowance trading system of the Community

[http://ec.europa.eu/environment/climat/emission/pdf/com\\_2008\\_16\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/environment/climat/emission/pdf/com_2008_16_en.pdf)

## 6. カナダ APP に正式参加、京都議定書の目標達成は断念

インドのニューデリーにて開催された「クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ (Asia Pacific Partnership, APP)」第2回閣僚会合(2007年10月15日)の結果、カナダのAPPへの正式参加が決定した。閣僚会議で採択されたコミュニケは、アジア太平洋地域で重要な地位を占めるカナダの参加について、これまでのAPPの成果を裏づけるものであり、今後さらなる取組の強化が期待される、と述べた。APPの参加国は、日本、米国、オーストラリア、インド、中国、韓国とあわせて7カ国となった。

一方、カナダ国内では、Stephan Harper 首相(保守党)が京都議定書目標の達成は困難とする見方を示し、10月17日の施政方針演説では「前自由党政権による過去10年間に亘る政策不在により、カナダが京都議定書目標を達成することは不可能である。」と述べた。同国では温室効果ガス排出が増加し続けており、「第四次国別報告書」に示された2004年の排出水準は、京都議定書目標を約33%上回る水準となった。カナダ環境省はこれまでに「温室効果ガス削減計画」を発表し(2007年4月)、国内の産業部門の温室効果ガス排出量を2020年までに20%、2050年までに60~70%削減するとの目標を掲げているが、本計画も京都議定書の目標達成を見込まない内容となっている。これに対し野党自由党はHarper 保守党政権の気候変動政策に強く反発している。また、環境保護団体等は、具体的な温室効果ガスの排出削減目標を持たないAPPにカナダが参加したことについて、京都議定書目標の不履行から国民の意識をそらすための施策として利用するべきではないとして批判した。

こうした反対を受けつつも、カナダ環境省は上記「温室効果ガス削減計画」を推し進める考えであり、計画実施の一環として、大規模産業排出者に対し2006年以降毎年の温室効果ガス排出量を政府に報告することを求めた。産業部門はカナダ国内の温室効果ガス排出の約5割を占め、「温室効果ガス削減計画」は2020年までに2006年比15,000t-CO<sub>2</sub>の削減を義務付けている。また、対象産業部門が活用できる施策として国内排出量取引制度等もあわせて実施する方針である。John Baird 環境相はこうした施策について、産業部門に対する史上最も厳格な環境規制と述べ、現政権が気候変動問題に真剣に取り組む姿勢を強調した。“ポスト京都”の議論が本格化し、米国、欧州がそれぞれの戦略に基づき国際交渉でのリーダーシップを発揮しようとする中、カナダが今後どのような立場をとって行くのが注目される。

(文責 伊藤葉子)

(出所)

- ・ 「クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ (APP) 第2回閣僚会合～概要と評価～」2007年10月15日、日本政府代表団  
[http://www.env.go.jp/press/file\\_view.php?serial=10297&hou\\_id=8928](http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=10297&hou_id=8928)
- ・ カナダ政府公式ホームページ  
<http://www.sft-ddt.gc.ca/eng/media.asp?id=1364>

- Fourth national communication, Canada, 2007 年 3 月 15 日  
<http://unfccc.int/resource/docs/natc/cannc4.pdf>
- Action on Climate Change and Air Pollution, 2007 年 4 月 26 日  
<http://www.ecoaction.gc.ca/news-nouvelles/20070426-eng.cfm>
- ロイター、2007 年 10 月 17 日  
<http://www.alertnet.org/thenews/newsdesk/N16230182.htm>
- Climate Action Network Canada  
<http://www.climateactionnetwork.ca/e/news/2007/index.html>
- カナダ環境省ホームページより、2007 年 12 月 12 日付ニュースリリース  
<http://www.ecoaction.gc.ca/news-nouvelles/20071212-eng.cfm>
- カナダ環境省ホームページ  
<http://www.ecoaction.gc.ca/news-nouvelles/20070426-5-eng.cfm>

## 7. OPEC、地球温暖化対策で国際社会との協調姿勢を示す

2007年11月、サウジアラビアのリヤドで開催された「石油輸出国機構(OPEC)首脳会合」は、「原油の安定供給」及び「持続可能な国際社会の発展への寄与」に加えて、「地球温暖化問題に対する国際社会との協調」を内容とする「リヤド宣言」を採択し、閉幕した。今回採択された「リヤド宣言」では、世界の持続可能な経済発展に於ける原油の重要性について明記した上で、地球温暖化問題に関しては、同問題に対する国際社会の懸念をOPECとして共有し、かかる対策の実行に向けて世界各国と協調して取り組んでいく旨を表明。また、地球温暖化対策の具体的な手段として米国などが積極的な活用を主張する「二酸化炭素回収・貯留技術(CCS)」を挙げ、同技術の開発に向けて積極的に協力していくと発表した。

なお、地球温暖化対策に対する資金支援については、各国より批判が高まる原油高騰に対する効果的な方策を打ち出せない状況を背景に、30億ドル規模の温暖化対策基金創設が発表されるのでは、との憶測もあったが、最終的には、OPECとしてではなく、各加盟国が個別に発表。具体的には、「地球温暖化対策にかかる研究・開発」を対象に、議長国のサウジアラビアから3億ドル、カタール、アラブ首長国連邦及びクウェートより各々1億5千万ドルの資金支援が発表されている。OPECは、従来、GHGs排出量削減目標実行に伴い予想される原油消費低迷への懸念から、特に原油価格が低迷していた京都議定書採択当時(90年代後半)には地球温暖化対策に対して消極的な姿勢を示していたが、その後の原油価格の上昇等を受け、かかる姿勢を軟化、現在では全てのOPEC加盟国が京都議定書を批准している。また、排出権取引を対象としたファンドの資金調達先としても、サブプライムローン問題やイスラム金融市場の拡大等を背景に従来の欧米系資金に加え、イスラム系資金(特にSWF)に対する関心が高まっているとのことであり、地球温暖化対策では守りの姿勢との印象が強かったOPECが、今後は豊富なオイルマネー等を背景に、攻めの姿勢に転ずる可能性もあるものと思われる。

(文責 鈴木将仁)

(出所)

- ・ 「リヤド宣言」全文

<http://www.opec.org/aboutus/Third%20OPEC%20Summit%20Declaration.pdf>

- ・ 「資金支援」関連

[http://www.opecsummit.com/PDFs/N\\_OPEC\\_Newsletter\\_\(ED6\)\\_FINAL\\_\(ENGLISH\).pdf](http://www.opecsummit.com/PDFs/N_OPEC_Newsletter_(ED6)_FINAL_(ENGLISH).pdf)

## 8. CDM クレジットの発行量が1億を突破

最初の CER<sup>18</sup> が CDM 理事会により 2005 年 10 月 20 日に発行されて以降、1 億トン目の CER クレジットが 2007 年 12 月 18 日発行された。

2007 年 12 月 18 日現在、49 途上国における 860 以上の CDM プロジェクトが登録されており、そのうち 279 プロジェクトについて CER が CDM 登録簿へ発行されている。その他約 2000 プロジェクトが、パブリックコメントのための公開から登録前までのプロジェクト登録パイプラインにある。登録プロジェクトとパイプラインにあるプロジェクトから、京都議定書の第 1 約束期間が終わる 2012 年までに、26 億以上の CER が生じる見込みである。

最初の CDM プロジェクトは 2004 年 11 月 18 日に登録され、CDM において 500 番目のプロジェクトは 2007 年 2 月 12 日に登録されている。また、登録プロジェクトとパイプラインにあるプロジェクトから 2012 年末までに生じると推定されている排出削減量は、2006 年 6 月 9 日時点で 10 億トン以上となっていた（表 1）。

表 1 CER 発行量等の推移

		2004年 11月18日	2005年 10月20日	2006年 6月9日	2007年	
			最初の排出ク レジット発行		2月12日	12月18日
CER発行	CER発行量				3100万	1億
登録	プロジェクト数	最初のCDMプ ロジェクト登録	26	210	500	860以上
	2012年までのCER予測量				7.4億	
	国数				40以上	49
パイプライン	プロジェクト数		約300		950	約2000
	2012年までのCER予測量				11億	
登録 + パイプライン	プロジェクト数			800以上		
	2012年までのCER予測量			10億以上	18億以上	26億以上

(資料) UNFCCC プレスリリースから作成

発行された CER は CDM 登録簿から国際取引ログ (ITL) を通じて各国の登録簿に電子的に移転される。ITL と各国登録簿との接続は、国際排出量取引と CDM にとってもうひとつの重要なマイルストーンである。国連気候変動事務局は 2007 年 11 月 14 日、国際取引ログ (ITL) が稼動したと発表した。同日、日本が ITL に接続し、ITL との同時運用を開始し、CDM 登録簿も同時運用を開始するとともに、日本が CDM 登録簿から各国登録簿への最初の CER 移転を受けた。2007 年 12 月 18 日までに、日本、ニュージーランドとスイスの登録簿がつながっており、CER が日本とスイスの登録簿に移転されている。

発行 CER 量 1 億という数字は、登録プロジェクトから 2012 年末までに生じる予測 CER

<sup>18</sup> 1CER = 1 二酸化炭素トン

量約10億、前述した、登録プロジェクトを含むCDMプロジェクトパイプライン全体から2012年末までに生じる予測CER量26億に比べると、小さなものに過ぎない。レビュー要請の増加や、いくつかのセクターのプロジェクトで予定よりも少ない削減量しか達成されていない中、果たして今後、登録、プロジェクト実施、発行といったハードルを乗り越えて、どのくらいのCERが生まれてくるであろうか。また、2013年以降の国際的な枠組みやEU-ETSがどのようにCDMを利用するものになるかなどの要素によってもCERの発行量は左右されてくると考えられる。

(文責 田上貴彦)

(出所)

- ・ UNFCCC プレスリリース, 2007年12月18日, 2007年11月14日, 2007年2月12日, 2006年6月9日, 2005年10月20日, 2004年11月18日

[http://unfccc.int/press/news\\_room/press\\_releases\\_and\\_advisories/items/3902.php](http://unfccc.int/press/news_room/press_releases_and_advisories/items/3902.php)

## 9. 日本とハンガリーが二国間排出量取引の覚書に調印

日本政府とハンガリー政府は、京都議定書で「柔軟性措置」として定められている、「共同実施(Joint Implementation)」、及び国家間でAAU(Assigned Amount Unit)を直接売買する「排出量取引(Emission Trading)」に関する二国間の覚書(Memorandum Of Understanding)に調印した。

ハンガリー政府はこれに先立ち、GIS(Green Investment Scheme)<sup>19</sup>を法制化し、AAU取引による売却益を、省エネルギー対策や再生可能エネルギー導入といった温室効果ガス排出削減プロジェクトに充てる道筋を明らかにしている。

AAUは、2008年～2012年の京都議定書の第1約束期間に議定書の付属書I締約国が許可されている総排出枠であり、1990年の排出量を基準に定められている<sup>20</sup>。そのため、ロシアや東欧諸国では、1990年以降の当該地域の経済崩壊によって、削減努力をせずとも排出枠に余剰が生じる。この余剰枠は「ホットエア(Hot Air)」などと呼称され、排出量取引を通じて他の先進国に売却することができる。しかし、削減努力とは関係なく発生するこれらの排出枠の活用については否定的な意見が多く見られた。このような背景から、COP6においてロシアは、GISの創設を提案し、AAU取引による売却益は、温室効果ガス排出削減プロジェクト等の環境対策に充てるとしていた。

京都議定書を批准している日本は、「1990年比6%削減」という目標を達成するために、まずは国内での削減努力を目指しているものの、目標未達成分が発生する場合は、第1約束期間内に、一定量の京都議定書で認められたクレジットを調達しなければならないことも十分予想される。CERやERUといった、プロジェクトベースのクレジットは、審査機関や国連の承認を経なければならず、時には承認されない、或いは承認されても、計画通りの発行量とはならない可能性があり、一定のデリバリーリスクを有している。また、クレジットがひとたび市場に出されれば、時々需給関係の影響により価格変動が予想される。市場を通じての調達には常にそのリスクが伴い、需給の逼迫が起これば、当然価格は高騰し、クレジット自体が投機の対象になることも懸念される。

しかし、今回の国家間AAU取引の場合には、前提として「国連による適格性(Eligibility)の承認」というハードルはあるものの、デリバリーリスクが無い上に、合意した固定価格での取引となるため、価格暴騰のリスクを減らす効果がある。加えて、排出枠購入に充てられた資金は、GISを通じ、温室効果ガス排出削減プロジェクトに充てる道筋が明らかになっているため、市場からの調達に付き物である、投機筋による資金の吸上げといったリスクは無い。

ハンガリー政府は、試験的に日本へ1,000万t-CO<sub>2</sub>のAAUを売却し、その売却益を環境投資に振り向けるGISの運用を行うとしている。GISが機能すれば、今後、合計で3,000万～4,000万t-CO<sub>2</sub>のAAUが売却される予定となっている。

<sup>19</sup> COP6において、ロシアが提案した制度。AAU取引による売却益を環境対策に充てるとしたもの。

<sup>20</sup> 例えば、1990年比EUは-7%、日本は-6%、ロシアは0%、ウクライナは+1%。

日本政府は、京都議定書に定められた目標を達成するため、同様の二国間覚書をチェコなどの他の東欧諸国とも取り交わしていきたい考えであり、調達源の多様化によるリスク軽減を図っていくものと考えられる。

(文責 武川昌男)

(出所)

・ 外務省ホームページ 平成19年12月18日

「ハンガリー共和国との京都議定書の下での共同実施(JI)及びグリーン投資スキーム(GIS)における協力に関する覚書(Memorandum)への署名について」

## 10. 京都議定書目標達成計画の見直しが明らかになる

2006年11月から産業構造審議会環境部会地球環境小委員会（経済産業省）と中央環境審議会地球環境部会（環境省）の合同審議会として始動した本審議会も、1年強の間に30回もの審議を経て、2008年2月に「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する最終報告」を発表した。2007年8月に発表した中間とりまとめでは、目標達成には2000～3400万t-CO<sub>2</sub>の不足分が発生するとの報告を行い、どのように不足分を達成するのかが議論の中心となっていたが、追加対策を講じることによって、目標達成が可能だと報告案では結論付けた。

2007年12月に発表された最終報告書（案）については、委員からは「よくここまで纏め上げた」、「-6%削減の根拠を積み上げたことは評価」等の審議結果を評価する発言があがった。その一方で、実効性のある制度の提案を行っているのか、について疑問を呈する委員もいた。特に、国民運動での削減については、『クールビズ及びウォームビズ（冷暖房の適切な温度設定）の他、水道の使い方、アイドリングストップなどエコドライブ、省エネ製品の選択、買い物袋持参、電源プラグをコンセントからこまめに抜くといった具体的な行動による削減を実施する』としているものの、削減分を担保する政策については決定していない。すなわち、国民一人一人の意識のあり方によって削減量が大きく左右されるのである。その他にも、削減数値の計算根拠が不明確、新エネルギー導入目標が低すぎるなどの指摘もなされていた。

最終報告書（案）については、2007年12月26日～2008年1月25日の約1ヶ月間の間にパブリックコメントにかけられ、合計615団体、1589の意見が寄せられた。これを受けて政府は2008年2月8日に「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する最終報告」を発表した。具体的な追加対策として、産業界による自主行動計画の削減目標の引き上げ（2130万t-CO<sub>2</sub>）、自動車単体対策（350万t-CO<sub>2</sub>）、住宅・建築物の小エネ性能の向上および評価・表示（200万t-CO<sub>2</sub>）、中小企業の排出削減対策の推進（170万t-CO<sub>2</sub>）、廃棄物分野の対策（160万）、新エネルギー対策の推進（130万t-CO<sub>2</sub>）、トップランナー基準強化・対象拡大（130万t-CO<sub>2</sub>）、国民運動（100万t-CO<sub>2</sub>）等を中心とした追加対策を盛り込むことによって、「京都議定書の削減は達成し得る」と結論付けた。

最終報告を取りまとめるにあたって、炭素に価格をつける排出量取引や環境税、サマータイム制度などの検討が行われたが、最終的には目新しい制度の導入までには至らず、2005年に策定された前回の目標達成計画の枠組みを残し、各分野での取り組みを強化していくという形となった。本報告は年度末までに国会に提出される予定となっている。

（文責 小川順子）

（出所）

- ・ 産業構造審議会・中央環境審議会、「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する最終報告書」, 2008年2月8日  
<http://www.env.go.jp/earth/report/h19-04/full.pdf>

お問い合わせ：[report@tky.ieej.or.jp](mailto:report@tky.ieej.or.jp)